公益財団法人東燃国際奨学財団

2027年度
外国人留学生に対する
奨学生募集要項

公益財団法人東燃国際奨学財団（以下「本財団」という）は、我が国の大学院に在学する私費外国人留学生を対象に、奨学生を下記により募集する。

1. 応募資格

（1） 日本の大学院において教育を受ける目的で入国した私費外国人留学生（出入国管理令及び難民認定法別表第一に定める「留学」に該当する者）

（2） 2027年4月において大学院修士課程または大学院博士課程のいずれかに在籍予定であり、かつ2027年4月1日時点で年齢35歳以下の者

（3） 学業推進のための経済的援助を必要とし、健康で学業成績が優秀な者

（4） 本財団の交流行事に積極的に参加でき、また協調性、日本語でのコミュニケーション能力等を有する者

（5） 他の奨学支援等との重複受給は認められないため、以下からの奨学金支援等を受給していない者 （但し、在籍大学による学費免除等の奨学支援は除く。全て国内外を問わず。）。

- 国
- 公的機関 （科学技術振興機構による次世代研究者挑戦的研究プログラムやそれに準ずるような支援）
- 他の財団等

2. 奨学金の支給条件

（1） 支給額

大学院修士課程	月額	220,000 円
大学院博士課程	月額	220,000 円

（2） 支給方法

「みずほ銀行東京中央支店」 の各自口座に毎月振込

※ 上記金融機関に口座が無い場合は、口座開設が必要

(3)　支給期間

大学院修士課程　　2027年4月から2年以内

大学院博士課程　　2027年4月から3年以内

- 支給期間中に卒業する場合は、卒業月まで。
- 支給開始後1年を経過した奨学生で、引き続き奨学金の支給を希望する者は、1年毎に受給の申請を行い、本財団選考委員及び理事会による継続の可否についての審査を受ける。

(4)　奨学金の停止

奨学生が次の①から④のいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を停止することがある。

奨学金の支給を停止された者が、停止後半年以内にその事由が解消したことを大学長を経て願い出た時は、奨学金の支給を復活することがある。

① 奨学生が派遣留学により在籍大学と別の場所で勉学を行い、当財団交流行事(月例会等)に参加出来なくなった時

② 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した時

③ 奨学生が責めを負うべき学業、成績の著しい不良、大学の内外からの補導や処罰などがあり、本財団が必要と認めた時

④ 募集要項に定められた奨学生としての義務を果たさず、指導にもかかわらず改善されない時

(5)　奨学金の打切り

奨学生が次の①から⑥のいずれかに該当すると認められた場合は奨学金の支給を打ち切ることがある。

① 申請の記載事項に虚偽が発見された時

② 在学学校で処分を受けた時

③ 諸般の事情により学業継続の見込みがなくなった時

④ 奨学生が転校した時

⑤ 前記 1.-(5)記載の支援を受けることとなった時

⑥ 前記 2.-(4)による奨学金の停止期間が6ヶ月を超えた時

(6)　返　納

奨学金の支給後において、(4)または(5)の各号の事由が生じていたことが判明した場合には、既に支給した奨学金の全部または一部を返納させることがある。

3. 応募手続

(1) 奨学生に応募する者は、「奨学生申請書」(別紙様式Ⅰ－1及びⅠ－2)に所要事項を記載し、写真(上半身4×5cm)2枚 (1枚は所定の位置に貼付し、1枚は貼付せず、裏面に記名)及び次の書類を添えて、在学する大学において指定する日までに大学長に提出する。

① 成績証明書(現課程のものを入手不可能な場合、前課程の証明書を添付)

② 「指導教官推薦書」(別紙様式Ⅲ)

③ 住民票(原本)等 (在留資格『留学』が明記されているもの)

なお、様式 Ⅰ－2 はデータ(word)を財団に送付する(送付先、送付方法等は後日連絡)。

(2) 大学長は、(1)の申請書を提出した者で奨学生として適当と認めた者を本財団に推薦する。

4. 選考及び決定

(1) 本財団の選考委員会は、3. により大学長から推薦があった候補者を、面接及び書類により審査して、奨学生としての適否を理事会に答申する。

候補者は、本財団が指定する東京都内の面接会場において面接を受けること。面接は、2027年3月12日(金)を予定しており、日本語で実施する。

(2) 採用の可否は、理事会での決定後、大学及び候補者本人に通知する。

5. その他

(1) 奨学生が学会での研究発表や研究調査活動あるいは論文投稿等の研究活動を行う場合、奨学生が負担する費用の一部として研究活動補助金を規定に基づき支給する。

(2) 修士課程の奨学生として本財団の奨学金を受給した者は、本財団の博士課程の奨学生としての奨学金を受給できない。

(3) 奨学生は、毎学年度開始後速やかに、研究計画書を本財団に提出しなければならない。また、毎学年度末に、学業成績表及び研究報告書を提出しなければならない。

(4) 奨学生は、本財団が行う交流行事(月例会、研修旅行(年1回)、会報発行(年1回)、毎月のエッセイの寄稿等)に積極的に参加しなければならない(過去の実施状況については当財団HPを参照のこと)。

やむを得ず欠席する場合は、欠席届を指導教官の承認を経て提出しなければならない。

(5) 奨学生は、アルバイトなどをできるだけ避けて、学業に専念しなければならない。但し、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントなど大学や研究に関する仕事は除く。

6. 問合せ先

公益財団法人東燃国際奨学財団 事務局

住　所　〒102－0072
東京都千代田区飯田橋4－7－11 カクタス飯田橋ビル904
ＴＥＬ　03－6222－8775
e-mail　tonen@tonen-zaidan.or.jp
Ｈ　Ｐ　https://www.tonen-zaidan.or.jp
担　当　桂 美穂

以 上